

令和6年度「学校いじめ防止基本方針（令和6年4月9日更新）」

学校番号

学 校 名	福岡県立古賀特別支援学校
課程又は 教育部門	知的障がい教育・病弱教育



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法第2条」

- 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- いじめが許されない行為であることについて、児童生徒に十分に理解を促す。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護するために、関係諸機関等と連携し、いじめの問題を克服する。

2 いじめの未然防止

- 全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に働きかけをする。
- 全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
 - ・児童生徒一人一人ができる、分かると実感する授業づくりに取り組む。
 - ・自己選択・自己決定する場、承認され有用とされる場を設け、自己有用感や自己肯定感を育む。
 - ・挨拶や言葉遣い、時間や集団でのルールを守ることの指導、非行防止学習等を通して、社会性や規範意識、道徳心を高める。
 - ・教師と児童生徒との信頼関係の形成に努める。
 - ・学級や学習集団内の児童生徒間の人間関係を的確に把握する。
 - ・保健室やリラックスメーム等、学校生活の中でどの児童生徒も落ち着ける居場所をつくる。
 - ・保護者と連携し、常に学校、家庭、地域での児童生徒の状況について共有する。
 - ・聴き取りやアンケートの実施、相談ポストの設置、教育相談活動やいじめの認知数の周知、いじめに関する法令等の資料を保護者等に配布する。

- ・いじめ防止基本方針についての研修会やいじめに関する相談及び調査についての説明会、外部講師等によるいじめ防止に関する研修会を実施する。
- ・研修課（人権教育）と連携して人権教育基本方針に基づいた人権教育を進める。
- ・スクールカウンセラーや外部専門家による児童生徒へのかかわり方や心のケアにつながるカウンセリング（コンサルテーションを含む）及び障がいの特性に応じた指導方法についての研修会を実施する。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

- ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。
- いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- いじめは大人の目に付きにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを認識する。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- 個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応していく。
- 児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- 教職員相互が積極的に児童生徒に関する情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 学校生活アンケートの実施(年3回)
- いじめアンケートの実施(年5回)
- 家庭用チェックリストの実施(年1回)
- スクールカウンセリングの実施(適宜)
- 家庭と担任間での情報交換(家庭訪問、個人懇談、連絡帳の活用等)
- 職員間での情報交換・共有（チーム会、実態報告会、生徒の情報交換会等）

4 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織（「いじめ等対応委員会」）を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。 「いじめ防止等のための基本的な方針」 p5

- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、教育的配慮の下、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で毅然とした態度で

指導する。

- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。
- 心身の苦痛を感じない者や、心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の児童生徒理解に努め、さまざまな変化を捉えて、適切に対応する。
- SNS を介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外し等のいじめに対して、適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ防止対策推進法第23条第3項の規定に従い、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - ・発見、通報を受けた教職員は、チーフや学部主事、児童生徒指導課長、生徒指導主事等に直ちに報告する。状況に応じては、直接、管理職に報告し、「いじめ等対応委員会」で情報を共有する。
 - ・いじめの疑いにある事案を把握した段階で、教育委員会に管理職から電話で一報を行う。
- 事実確認の結果は、管理職が責任をもって教育委員会に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- いじめの事実が確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめられた児童生徒とその保護者に対する支援といじめた児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、少年サポートセンターや所轄警察署（粕屋警察署・宗像警察署・折尾警察署）と相談して対処する。
- 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署（粕屋警察署・宗像警察署・折尾警察署）に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。
- 児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
- 家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。
- いじめられた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するよう努める。
- 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の方々等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- 必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- 事実確認のため聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（４）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止め、その再発を防止する措置を取る。
- 事実関係を聴取し次第、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることへの理解を促し、自らの行動の責任を自覚できるようにする。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。
- 児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応を行っていく。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に児童生徒に対して懲戒を加えることも考慮する。ただし、いじめにはさまざまな要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えることができるようにする。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解できるように指導する。なお、学級全体で話し合うなどし

て、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度が行き渡るようにする。

- 被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係を修復し、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるように、すべての児童生徒が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

- 携帯電話(スマートフォン)の持込みについては、許可制とし、必ずフィルタリングサービスを依頼する。
- 児童生徒及び保護者を対象とした「保護者と学ぶ児童生徒規範意識育成事業」を活用して携帯電話の正しい使用法やネット上のトラブルなどに関する研修会を実施したり、保護者にネットトラブルに関する資料を配布したりする。
- インターネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。(プロバイダ責任制限法)
- 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な障がいが生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署(粕屋警察署・宗像警察署・折尾警察署)に通報し、適切に援助を求める。
- SNSを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してこれらについての理解を求めていく。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものであるとする。

なお、いじめの解消については、いじめ等検討委員会での会議により校長が判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または「いじめ等対応委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階でいじめの解消についての判断を行う。行為が止

んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為に心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「いじめ等対応委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対処

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

※児童生徒から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

「いじめ防止等のための基本的な方針」P32

(1) 重大事態の発生と調査

上記のような場合は、重大事態の発生と捉え、速やかに福岡県教育委員会を通じて県知事へ報告するとともに、調査に着手し、事実関係を明確にする。児童生徒や保護者からいじめられて重大な事案に至ったという申し立てがあったときは、重大事案が発生し

たものとして報告・調査等に当たる。調査の主体は教育委員会が判断する。調査は、同種の事態の発生を止めるために行うものである。

調査は、事態に応じて「いじめ等対応委員会」の構成員を精選、また公平性・中立性を確保する観点から専門家等を加えた調査組織(「いじめ緊急対応委員会」)を設置して、組織的に行う。

加害・被害の児童生徒とその保護者からの聴き取りや周辺からの情報収集を通し、事態に至る要因となったいじめ行為が、①いつから(いつ頃から)、②誰から、③どのような状態で、④いじめを生んだ背景や人間関係にどんな問題があったのか、⑤学校・教員がどのように対応したか等について明確にする。

- ・ 調査に当たっては、特に被害者及びその保護者の心情等にできる限り配慮し、意見や要望を十分に聴取しながら聴き取りや説明を行うようにする。
- ・ 児童生徒の状況に応じて継続したケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援を行いながら調査を進める。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- ・ 事実をしっかり向き合い、再発防止につなげるようにする。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等その他必要な情報については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に適時・適切な方法で提供する。また、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事に調査結果を報告する。なお、調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含める。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者の心情を理解し、要望や意見を聴取しながらできるだけの配慮を行い、調査結果について説明を行う。重大事態が発生した場合には、関係があった児童生徒が傷ついたり、保護者や地域に不安が広がったりすることが予想される。児童生徒や保護者へのケアと個人情報保護等に配慮した情報発信を行う。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ等対応委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する措置を効果的に行うため、「いじめ等対応委員会」を設置し、定期的を開催して、①いじめ防止基本計画等の取組内容の検討と実施、②具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正、③いじめに関する相談、通報への対応、④いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、及び情報の共有、⑤いじめ事案への対応の検討と決定、⑥いじめ事案の報告を行う。

なお、いじめやいじめと疑われる事案(相談、通報を含む)が発生した場合は、緊急

に開催する。

管理職や主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事、学部主事、人権・同和教育担当者、養護教諭、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者等の第三者（心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教職員・警察官経験者など）も加えて構成し、検討事項や事案内容に応じて、学級担任等関係の深い教職員や依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が指名する。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条[重大事態]に係る調査のための組織の役割と機能

いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているなどの疑いがある場合は、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事に報告し、福岡県教育委員会と協議の上、「いじめ緊急対応委員会」を設置する。迅速に調査に着手して、支援方策を協議したり、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時、適切な方法で事実関係についての情報を提供したり、福岡県教育委員会へ調査結果を報告したりする。

事態に応じて「いじめ等対応委員会」の構成員を精選、また必要に応じて当該担任、専門家等（心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教職員・警察官経験者など）を加えた組織を構成する。事案内容により構成員については、福岡県教育委員会と検討し、校長が指名する。専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図ることで、公平性・中立性を確保するように努める。

7 学校評価

- いじめに関する学校評価については、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施など）に係る達成目標を設定し、学校評価においての目標の達成状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況をPDCAサイクルに基づき評価する。評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図る。
- いじめに関する教職員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から児童生徒理解、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、その結果を以後の取組に生かす。